

○奈良県警察自動車警ら隊の運営に関する訓令

(令和3年3月12日本部訓令第4号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）第51条の規定に基づき、生活安全部地域課自動車警ら隊（以下「自動車警ら隊」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 自動車警ら隊の運営については、奈良県地域警察運営に関する訓令（平成元年9月奈良県警察本部訓令第11号。以下「地域運営訓令」という。）、奈良県警察無線電話及び無線自動車等運用規程（昭和44年3月奈良県警察本部訓令第2号）その他別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(活動)

第3条 自動車警ら隊は、県下全域において、警ら用無線自動車の運用により、事件又は事故の発生の状況等の治安情勢、地域運営訓令第3章第5節に規定する自動車警ら班の活動の状況その他の当該区域の実態を勘案し、事件又は事故の発生に即応しつつ、機動力を生かした活動を行うことにより、地域運営訓令第2条の任務を遂行するものとする。

2 自動車警ら隊は、前項に定めるもののほか、生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）が特に命ずる任務を遂行するものとする。

(編成)

第4条 自動車警ら隊の編成基準は、別表第1のとおりとする。

(活動区域)

第5条 自動車警ら隊の活動区域は、別表第2のとおりとする。

(勤務基準)

第6条 地域課長は、自動車警ら隊の通常基本勤務について、勤務方法別の勤務時間の割振りその他の事項についての基準（以下「勤務基準」という。）を定めなければならない。

2 前項の勤務方法別の勤務時間の割振りは、次表を基準に、活動区域の事件又は事故の発生の状況等の情勢に応じて定めるものとする。

勤務方法	勤務時間	
	当番日	日勤日
機動警ら	おおむね10時間	おおむね5時間

待 機	おおむね 5 時間 30 分	おおむね 2 時間 45 分
-----	----------------	----------------

3 地域課長は、勤務基準を策定するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 夜間における警戒等に間隙を生じさせないようにすること。
- (2) 活動区域の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行うこと。

(活動計画)

第 7 条 地域課長は、勤務基準に沿って翌月分の活動計画及び活動重点を策定し、毎月 25 日までに自動車警ら隊の隊員（以下「隊員」という。）に示さなければならない。

(勤務変更)

第 8 条 地域課長、生活安全部地域課自動車警ら隊長（以下「隊長」という。）及び警部補以上の階級にある隊員（以下「幹部隊員」という。）は、必要があると認めるときは、巡査部長以下の階級にある隊員に活動計画の変更又は機動警ら及び待機以外の勤務への従事（次項において「勤務変更」という。）についての指示を行うものとする。

2 巡査部長以下の階級にある隊員は、事件又は事故が発生した場合その他の緊急を要する場合において、勤務変更の指示を受けるいとまがないときは、事後直ちにその経過を幹部隊員に報告するものとする。

(特別勤務)

第 9 条 地域課長は、地域運営訓令第 2 条の任務を達成するため必要があると認める場合は、隊員を通常基本勤務を通じた活動以外の特別な活動（次項において「特別勤務」という。）に従事させることができるものとする。

2 地域課長は、隊員を特別勤務に従事させるに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 隊員を相当長時間特別勤務に従事させる場合には、通常基本勤務の削減により生ずることとなる地域警察活動への影響を最小限にすること。
- (2) 特別勤務を通じて関係する他の警察部門の行う活動との連携を図ること。

(機動警ら)

第 10 条 機動警らは、活動区域内の地域又は路線を巡行することにより、犯罪の予防検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。

2 機動警らは、原則として、2 名 1 組を単位として行うものとする。

3 機動警らに際しては、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮して、職務質問を行うこと等により、異常又は不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければな

らない。

(待機)

第11条 待機は、指定された場所において、事件又は事故が発生した場合に直ちに出勤することができる態勢を保持しつつ、警ら用無線自動車、無線機器、車載装備品その他装備資機材（以下「警ら用無線自動車等」という。）の点検整備及び書類の作成整理に当たるものとする。

(隊長の責務)

第12条 隊長は、地域運営訓令第2条の任務を円滑に遂行するため、地域課長の指揮を受け、関係の部課長、警察署長等と緊密な連携を保ち、自動車警ら隊の効率的な運用を図らなければならない。

(指導監督)

第13条 幹部隊員は、隊員の適正な執行務と勤務の能率化を図るため、次の各号に掲げる事項について同乗、実地訓練等の方法により、指導監督しなければならない。

- (1) 勤務規律及び服務態度
- (2) 警ら用無線自動車等の管理とその活用
- (3) 事件、事故等の処理
- (4) 報告、連絡及び広報
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要と認める事項

(職務の本旨)

第14条 隊員は、自動車警ら隊の特質に基づく勤務の重要性を自覚し、厳正な規律を保持するとともに実務の習熟と自主積極的な勤務により、能率の向上に努めなければならない。

(活動上の留意点)

第15条 警ら用無線自動車に乗車して活動する隊員（以下「乗務員」という。）は、その活動に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 地理、道路状況、事件、事故等の発生状況等について、活動区域内の実態把握に努めること。
- (2) 機動警ら中、みだりに駐車若しくは停車をし、又は警ら用無線自動車を離れないこと。
- (3) 職務執行その他やむを得ない理由により警ら用無線自動車を離れる場合は、エンジン及び車載用無線機の電源を切るとともに、必要な駐車措置をとり、かつ、携帯無線機、受令機等を携行して有事に備えること。

(地域警察官等との連携)

第16条 乗務員は、次の各号に掲げるところにより、警察署の地域警察官等と緊密に連携して活動しなければならない。

- (1) 認知した事項で必要があるものは、速やかに関係する警察署、交番、駐在所等の勤務員に知らせること。
- (2) 機動警ら中、交番、駐在所等の状況から異常を感知したときは、当該交番、駐在所等に立ち寄り、事情を調査の上、必要な措置をとること。

(勤務交替)

第17条 勤務交替は、原則として、配置の勤務場所において、必要事項の引継ぎを行うものとする。

- 2 勤務交代に際しては、幹部隊員が立ち会い、警ら用無線自動車等の状況等について点検を行わなければならない。

(事件、事故等の引継ぎ)

第18条 乗務員が取り扱った事件、事故等については、その発生地又は検挙地を管轄する警察署長に速やかに引き継がなければならない。ただし、道路交通法違反事件のうち、点数切符、交通反則切符及び交通切符により処理する事件は、この限りでない。

(報告)

第19条 乗務員は、前月の活動状況を、勤務時間及び執行務状況調査表（地域運営訓令別記様式第11号）により毎月3日までに地域課長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた地域課長は、前項の活動状況を取りまとめの上、毎月8日までに本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、令和3年3月26日から施行する。

(別表省略)